平成２９年（フ）第６３０号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目２番13―107号
債務者　渡邉　政義
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３９号
札幌市西区西野９条６丁目６番13号　ハイドパークＳＰＲ号
債務者　鎌田　陽介
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４４号
札幌市豊平区西岡４条10丁目16番21号
債務者　長谷川靖彦（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４９号
札幌市北区北25条西４丁目１番24―608号
債務者　田名部理世
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５１号
札幌市北区篠路２条３丁目２番３号
債務者　山枝千枝子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５５号
札幌市手稲区前田11条10丁目７番８号　ロジェ504―102号
債務者　髙山のぶ子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６１号
札幌市東区北９条東14丁目２番22―305号
債務者　川端　啓二
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６７号
札幌市豊平区平岸６条15丁目１番50―116号
債務者　谷口　幾子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７５号
札幌市西区西町北８丁目２番20号　ベルコート西町101号
債務者　大塚　美幸
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７９号
北海道恵庭市柏陽町４丁目１番　（市営住宅267号）
債務者　山口　信行
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１３号
札幌市東区北45条東５丁目１番21号　ソシアルトミイＮｏ．17―７号
債務者　嶋﨑　敏子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２１号
北海道江別市見晴台１番地の56
債務者　佐々木靖之
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３０号
札幌市豊平区平岸２条７丁目３番16―503号
債務者　荒木　啓大
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３９号
札幌市東区東苗穂４条２丁目１番28―101号
債務者　大畑　将人
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４３号
札幌市東区東苗穂６条１丁目７番36号　パークハイツＡ103号
債務者　千葉　美歩
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５５号
札幌市東区北43条東５丁目３番11号　ルミエールＮ43―102号
債務者　工藤　　実
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５９号
札幌市東区伏古８条４丁目６番22号　カクハイツ８号棟202号
債務者　佐々木昭一
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部